

スイッチングサービス取扱規定

(下線部変更・追加)

改正前	改正後
<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>1 一省略一</p> <p>2 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「<u>投資信託受益権振替決済口座管理規定</u>」等の各規定に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2019年5月20日現在</u> 以上</p>	<p>第1条 (規定の趣旨)</p> <p>1 一省略一</p> <p>2 本規定に別段の定めがないときは、諸法令および「<u>投資信託取引約款</u>」等の各規定に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年6月2日現在</u> 以上</p>